

若狭町地域見守り活動協力に関する協定書

若狭町（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、各々の合意に基づき、地域見守り活動協力の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が業務上の連携を図り、積極的に見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すものとする。

（活動の対象とする地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、若狭町内で乙が日常的に業務を行う地域とする。

（乙の役割）

第3条 乙は、見守り活動を実施するにあたり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 緊急時で救急、警察に直接通報する必要がある場合等も含み、乙はその業務の対象者の日常生活で何らかの異変を察知した場合、速やかに甲に通報するものとする。

3 前項の通報は、異変確認日時、住所、氏名、異変の状況等について、甲に対し、電話等により連絡して行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、前条の規定による活動を行ったこと、または行わなかったことにより、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（甲の責務）

第5条 甲は、円滑な通報に対する体制の整備を行うものとする。

2 甲は、乙から第3条第2項の通報を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その対応状況を記録するとともに、乙に対応結果（個人情報に関するものを除く。）について連絡するものとする。

3 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 甲および乙が本協定に基づき行う見守り活動に関する電話等の経費は、甲乙それぞれが負担する。

（個人情報の保護）

第7条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。なお、この協定を解消した後も同様とする。

（相互連携）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲および乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間を経過した年度末までとする。ただし有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地

若狭町長

印

乙 三方上中郡若狭町〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 印

